

## ■ ごみ集積所の管理について

最近、ごみ集積所にルール違反のごみが出されるケースが増えています。これらは、正しく分別されていない、集積所に出すことができないごみが出されている、収集日が違うため収集されないなど、様々です。

不衛生で荒れたごみ集積所は、さらにルール違反のごみを呼び寄せてしまいます。

そのような場合、正しく分別されていないごみを正しく分別したり、ごみ集積所をこまめに清掃したりなど、環境美化推進員の皆さまが中心となり行っています。

ごみ集積所の管理は、住民の皆さまによって行われています。利用する場合は、ごみ集積所の清潔の保持に努めることが必要です。

ごみ集積所は、ルールを守り、利用しましょう！



## ■ 「集積所からのごみの持ち去り」は条例によりできません！

町では、「大河原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正し、令和8年4月1日から、町長が指定する事業者以外の者は、集積所に出された廃棄物を持ち去る行為ができません。

規定に違反して持ち去り行為を行った者に対して、町長は、当該行為を行わないよう命じることができます。

これからも、安全・安心な生活環境の保全、公衆衛生の向上にご協力をお願いいたします。

## 4月からごみの収集日が変わります

項目	変更前	変更後
もやせないごみ	第1木曜日	第1月曜日
その他のびん	第2木曜日	第1木曜日
透明びん	第4木曜日	
紙類・衣類	指定された土曜日	第2・4木曜日
容器包装プラスチック	指定された月曜日	第2・3・4月曜日 ※第1・5月曜日の収集はありません

※ びん類は、今までどおり、【無色透明びん】、【茶びん】、【その他のびん】にそれぞれ分類し、集積所に出してください。

※ ごみは当日の明け方から午前8時30分までに集積所に出してください。ごみの収集は、ごみの種類や量、天候、交通状況などにより、収集時間が変動します。

「私たちがつくる **桜咲く環境先進のまち おおがわら**」  
を目指していきましょう！

問合せ先 町民生活課 環境衛生係（1階②番窓口） ☎ 0224 - 53 - 2114



### 環境美化推進員とは

各行政区からの推薦により町から委嘱された、町民と行政を結ぶ橋渡し役であり、地域におけるごみの減量・リサイクルを推進するリーダーです。

令和7年度は、73名の方々を委嘱し、地域における自主的なごみ減量活動などに取り組んでいます。

### 環境美化推進員の活動内容

環境美化推進員の活動内容は、地域の実情に合わせ、ごみ集積所に掲示物を貼ったり、正しい分別に気を配り、リデュース・リユース・リサイクルの3Rを地域の皆さまに呼び掛けたりするなど、取り組みは様々です。

環境美化推進員は、地域の取り組みや要望に対し、町と連携して活動しています。

### 環境美化推進員の役割

- ごみ集積所におけるごみの散乱、清掃活動状況の調査・報告
- ごみ出しルールの徹底やごみ集積所の清潔保持に関する協力・助言
- ごみの減量化やごみの再資源化を推進する活動
- 地域住民への環境美化意識の啓発と高揚のための指導・助言 など

環境美化推進員は、帽子・ビブス・腕章を着用し、推進員証を携帯し、活動しています！

